

確約書提出が条件

水俣病補償
第三者機関設置

厚生省が意向を示す

互助会 数日中に総会で検討

水俣病補償問題に対する政府の第三者機関設置に関して厚生省が要求してきた確約書を大幅修正し「あっせん依頼書」に変えた水俣病被害者家庭互助会は、三日午前九時半から山本会長らが水俣市役所市技室の地詰で厚生省に対し、「政府が出す結論に絶対対等という仲裁ではなく、あくまであっせんを依頼する」意向を述べた。これに対し厚生省は「確約書を提出してもらわない限り第三者機関の設置は困難」と回答、互助会の今後の出方が注目されている。

“天下り式結論”に不安

確約書は「政府が補償問題を解決するための第三者機関を設置するにあたり、専門委員の人選は一人任せてもらうが、当事者双方から十分な意見を聞き論議を尽くしたうえで結論を出すのでその結論に対しては異議なく従ってほしい」というところからあらかじめチツンと互助会双方から確約書を提出し

ておいてもらおうというもので、チツンはすでに確約書を提出したが、互助会側は厚生省から連絡を受けた先月二十八日、まず「確約書を出すかどうか」について緊急交渉委員会を開いて協議した。しかし、意見が二つに分かれた。とまらぬ一日の臨時総会に持ち込まれたものの「結論に異議な

ることにした。

にわたって行なわれたが、引き続き市長室で正午すぎまで対策を協議した。このあと山本会長が訪ったところによると「厚生省の意向は政府が第三者機関をつくり問題の解決に努力を注ぐからには現地の事情を調査し、双方から十分な意見も聞き論議もしたうえであくまで責任をもって結論を出すことであり、やはりそこには「政府にまかせる」といった双方の政府への信頼感ともいっべき確約書を提出しておいてもらわないと困る」ということだった」と言っている。

また水俣病補償問題で上京中だった山田市衛生課長の話では「厚生省関係者の意向ではむしろ互助会の立ち場を十分考慮しているように、確約書の件についても現地の事情を調査し双方から意見を聞きながらあっせんの気持ちで作業を進め、十分検討し論議を重ねたうえでどこか最後結論を出さない限り問題は解決しない。このため「あっせん」から「仲裁」に発展させるを得ないだろう」とのことだった。

互助会が最も心配しているのは「その過程において十分意見が聞かれたとしても最終的な結論の金額にだけは異議なく従えという」ということ。天下り式になる恐れがある」ということ。互助会内部の意見を取捨したところでは「問題解決のためには当然最終的結論が必要になってくるが、国が本意に互助会の立ち場を考慮してくれるのならそれまでの過程で算定基準を示した補償額の線を出したうえで双方から意見を聞きながらさら

に検討を加えて最終結論に意をくだす。ていくだけの努力をしてほしい。その努力があつての結論であれば多少不服でも従う用意はある」との山が強いようだ。

互助会ではとりあえず確約書の提出をしばらく保留してもらうことで同日武藤公吉部長の了解をとり、数日中に臨時総会を開き「あっせん依頼書」に対する厚生省の意向を会員に伝えるところにも対策を協議することになっている。いずれにしても政府の第三者機関設置が確約書をめぐって互助会の「出方待ち」というところまできており、いよいよ今度の臨時総会の結果が「早期解決への可否」になるものとみられている。